

## 自動車駐車場の場合

### 届出概要

届出対象	20台以上自動車をとめることができる駐車場 (駐車場の面積、構造、用途に関係なく届出が必要です。)
届出者	駐車場を設置する方 (駐車場経営者、集合住宅等は施主などが該当します。)
届出期限	設置工事の30日前まで
届出先	渋谷区役所環境整備課公害指導係 本庁舎12階
届出部数	正・副2部

### 届出書類

#### 【青空駐車場の場合】

1. 指定作業場設置・変更届出書(第16号様式)
2. 別紙2
3. 近隣図
4. 配置図
5. 求積図(ない場合は面積がわかるように)

#### 【機械式駐車場の場合】

1. 指定作業場設置・変更届出書(第16号様式)
2. 別紙2
3. 近隣図
4. 配置図(建物全体の配置図)
5. 平面図(車が稼働する部分と駐車スペースの平面図)
6. 断面図(自動車を入れる部分)
7. 求積図
8. カタログ

※上記の資料に加えて建築物に付随する駐車場の場合は建築概要書を添付してください。

### 近隣とのトラブル防止

1. 騒音や排気ガスの対策としての塀などの設置。
2. 駐車場施設と敷地境界までの距離は最低でも50cm、できれば1m保つ工夫を。
3. アイドリング・ストップを周知できるよう、看板等の掲出
4. 立体駐車場や周囲に塀などを設置する場合には、日照、通風、景観などで問題になることがあります。事前に隣接住民と十分協議を重ね、その結果を尊重してください。

記入例

指定作業場 設置変更届出書

設置工事の  
30日前まで

渋谷区長 殿

指定作業場を設置する事業者（代表者）

住 所	東京都渋谷区宇田川町〇番〇号
氏 名 (個人または法人名)	株式会社〇〇〇〇
(代表者名)	代表取締役〇〇 〇〇

(法人にあつては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ~~第90条~~ 第89条 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

既設置番号等 変更事由	設置番号・年月日	第 号		年	月	日
	1 指定作業場の種類	2 作業の方法	3 建物・施設の構造又は配置	4 ばい煙等の防止の方法		
指定作業場の名称	(仮称) 渋谷区〇〇〇丁目計画					
指定作業場の所在地	東京都渋谷区渋谷〇丁目〇番〇号					
指定作業場の種類	自動車駐車場		病院に あつては 病床数	床		
地 域 等	用途地域 〇〇地域		水 域 下水道			
自動車の出入口が接する道路の幅員	10 m		50メートル以内の学校・図書館・病院・診療所・保育所・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の所在位置		△別紙( ) のとおり	
作業時間	0 時から		24 時まで ( 24 時間)			
工事着工予定	令和〇年 〇月 〇日		工事完成予定		令和〇年 〇月 〇日	
従業員数 (常用雇用者数)	1 人 ( 人)		廃止予定		年 月 日	
連絡先	所属 〇〇〇株式会社 氏名 〇〇 〇〇 ファクシミリ番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス			
※受付欄	申請者の連絡先を記入して下さい。					

備考

- ※の欄には、記入しないこと。
- △印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
- 変更届として使用するときには、「指定作業場の名称」及び「指定作業場の所在地」以外の欄には、変更のある欄のみ記入すること（添付する別紙についても同じ。）。
- 「指定作業場の種類」の欄には、条例別表第2に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。
- 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
- 「診療所」は、患者を入院させるための施設を有するものに限る。

敷地・建築物の状況	建物・施設の配置	△別紙（配置図）のとおり			
	敷地面積（㎡）	〇〇〇〇㎡			
	作業場の棟別構造・面積	棟の名称	（仮称）渋谷区〇〇〇丁目計画		
		用途	住宅 駐車場		
		階数	地上〇階 地下〇階		
		構造	鉄筋コンクリート造		
		建築面積（㎡）	〇〇〇〇㎡		
作業場面積（㎡）	〇〇〇〇㎡				
主たる施設の能力等	種類	機械式駐車装置（エレベーター方式）			
	公称能力	〇m/min			
	動力（kW）	〇kw			
	台数	25台			
	別紙番号				
	構造・使用の方法	△別紙（ 3 ）のとおり			
事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質					
作業の方法		マンション付設の駐車場として使用。 機械式25台、平面式10台収容。			
公害防止の方法		アイドリング・ストップの掲示板を駐車場内に設置する。			

- 備考 1 「建物・施設の配置」の欄及び「構造・使用の方法」の欄の別紙は、施行規則別記第16号様式の別紙のうち、該当する様式を使用すること。
- 2 「事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3の各号に掲げる物質又は別表第4の各号に掲げる物質のうち事業場で取り扱っているものを記入すること。

~~自動車駐車場~~  
~~自動車ターミナル~~  
~~ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド~~  
~~自動車洗車場~~

収容台数・停留台数 ・同時給油台数 ・洗車台数	総数	<b>35台</b>	大型車 中型車 小型車	35台	バイクを含めた台数です。 また荷捌きは含みません。
一日の出入台数	70台				
貨物の種類	/				
洗浄機の型式	原動機の定格出力				
貯蔵タンクの基数	貯蔵総量 (単位) (k□・t・m <sup>3</sup> )				
各貯蔵タンク毎の貯蔵物質名	タンクの内容積等 (単位)	炭化水素系物質の排出防止設備			
		設備の有無	設備の種類		
	(k□・t・m <sup>3</sup> )	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他 ( )		
	(k□・t・m <sup>3</sup> )	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他 ( )		
	(k□・t・m <sup>3</sup> )	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他 ( )		
	(k□・t・m <sup>3</sup> )	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他 ( )		
	(k□・t・m <sup>3</sup> )	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他 ( )		
	(k□・t・m <sup>3</sup> )	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他 ( )		
敷地内建物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図 <b>別紙4, 5のとおり</b>					

- 備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。  
 2 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。  
 3 貯蔵物質が液化石油ガスの場合、「タンク内容積等」欄には重量で記入すること。

## アイドリング・ストップ看板について

### 掲示位置

利用者に認識されやすい場所（例：入口付近、壁、場内の柱など）

### 掲示枚数

収容台数を考慮して1枚～数枚程度（例：20台あたりに1枚）

### 掲示内容

- 条例で義務付けされていること
- アイドリング・ストップの実行

### 記載例

東京都の条例で  
駐停車中のアイドリングは禁止  
されています  
駐停車中エンジンをとめてください

東京都の条例で  
駐停車中のエンジン停止が義務づけられています  
場内ではアイドリング・ストップを実行してください

### その他

- ①看板等の方法で周知することが難しい場合は、各利用者に対して個別に周知が図られるような手段を講じてください。  
（例：入場時に「駐車場内では、アイドリング・ストップを実行してください」と自動的に放送する。）
- ②恒常的な掲示が必要なため、必要な保守等を行ってください。

## 指定作業場設置届出書第16号様式別紙2(自動車駐車場等)における自動車の区分

区分	車両区分の内訳	主なイメージ	ナンバープレート	
			類別番号	サイズ(mm)
大型車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量8t超又は最大積載量5t超の普通自動車</li> <li>・乗車定員30人以上の普通自動車</li> <li>・上記の車両と同等の大きさを有する特種用途自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型トラック</li> <li>・大型バス</li> </ul>	1ナンバー 2ナンバー 8ナンバー	220×440 (大判)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型特殊自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードローラー</li> <li>・自走式クレーン車</li> </ul>	0ナンバー 9ナンバー	165×330 (中判) 【大型特殊】
中型車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量8t以下であり、最大積載量2t以上5t以下の普通自動車</li> <li>・乗車定員11人以上30人未満の普通自動車(乗用車を除く)</li> <li>・上記の車両と同等の大きさを有する特種用途自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中型トラック</li> <li>・マイクロバス</li> </ul>	1ナンバー、4ナンバー 2ナンバー 8ナンバー	165×330 (中判)
小型車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車(普通・小型・軽・原付四輪)</li> <li>・大型車区分、中型車区分に該当しない貨物自動車(普通・小型・軽)</li> <li>・上記の車両と同等の大きさを有する特種用途自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車</li> <li>・軽自動車</li> <li>・小型のトラック</li> </ul>	1ナンバー、4ナンバー 6ナンバー 3ナンバー、5ナンバー 7ナンバー 8ナンバー	165×330 (中判) 【普・小・軽】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型二輪車</li> <li>・軽二輪車</li> <li>・第二種原動機付自転車</li> </ul>	二輪車 (バイク)	—	125×230 (小判) 【小型二輪・軽二輪】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種原動機付自転車</li> </ul>	原動機付自転車	—	長方形又は台形 (自治体により異なる)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型特殊自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕運機</li> <li>・フォークリフト</li> </ul>	—	